

○国土交通省告示第三百八十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第五項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該住宅耐震改修の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる住宅耐震改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及

び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同号に定める耐震改修工事限度額を超える場合には、当該耐震改修工事限度額）及び当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同項第二号に定める耐震改修工事限度額を超える場合には、当該耐震改修工事限度額）とする。

木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円	当該家屋の建築面積 （単位 平方メートル）
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円	当該家屋の床面積 （単位 平方メートル）
木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円	当該耐震改修の施工面積 （単位 平方メートル）
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万三千元	当該家屋の床面積 （単位 平方メートル）
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万五千五百円	当該家屋の床面積

木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百六十七万千円	(単位 平方メートル)
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの 以外の耐震改修	二十五万九千円	当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)

附 則 (平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年国土交通省告示第五百四十八号)

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、平成二十六年四月一日前に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則 (令和元年国土交通省告示第二百六十四号)

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百八十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第四項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消

費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額の合計額（当該合計額が同号に定める改修工事限度額を超える場合には当該改修工事限度額を越える場合には当該改修工事限度額）とする。

<p>平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの</p>	<p>十六万六千百円</p>	<p>当該工事の施工面積 （単位 平方メートル）</p>
<p>告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの</p>	<p>十八万九千二百円</p>	<p>当該工事の箇所数</p>
<p>告示二に掲げる工事</p>	<p>五十八万五千円</p>	<p>当該工事の箇所数</p>
<p>告示三イに掲げる工事</p>	<p>四十七万七千七百円</p>	<p>当該工事の施工面積 （単位 平方メートル）</p>
<p>告示三口に掲げる工事</p>	<p>五十二万九千百円</p>	<p>当該工事の箇所数</p>

告示三八に掲げる工事	二万七千七百円	当該工事の箇所数
告示三二に掲げる工事	五万六千九百円	当該工事の箇所数
告示四イに掲げる工事	二十六万六百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示四ロに掲げる工事	三十五万九千七百円	当該工事の箇所数
告示四ハに掲げる工事	二十九万八千九百円	当該工事の箇所数
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	一万九千六百円	当該手すりの長さ (単位 メートル)
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万二千八百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの（以下「玄関等段差解消等工事」という。）	四万三千九百円	当該工事の箇所数
告示六に掲げる工事のうち、浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの（以下	九万六千円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

「浴室段差解消等工事」という。）		
告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七イに掲げる工事	十四万九千七百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万三千八百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千五百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万四千六百円	当該工事の箇所数
告示七ハに掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千四百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	一万九千八百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

附 則 (平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号)

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十九号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事をした同項に規定する居住用の家屋（当該改修工事に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百六十四号）

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して認定長期優良住宅の構造の区分に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅（以下「認定住宅」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万五千三百円に、当該認定住宅の床面積（当該認定住宅が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（同条第一項又は第三項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。）とする。この場合において、当該認定住宅の新築又は同条第一項に規

定する取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）と当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同項第二号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）との合計額とする。

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百五十号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年国土交通省告示第五百九十二号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百六十六号）

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅の新築又は当該認定住宅で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百八十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる多世帯同居改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該工事の箇所数を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る部分のうちはその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。

平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という）

百六十二万二千元

。第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するもの

を除く。)	
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	四十七万六千百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百三十七万三千八百円
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	八十五万五千四百円
告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	五十八万四千百円
告示第三号に掲げる工事	五十二万六千二百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	六十五万八千七百円
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	百二十五万四千百円

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百六十七号）

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同

項に規定する居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○ 経済産業省
国土交通省 告示第四号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

国土交通大臣 金子 一義

一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用のうち、同条第十一項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額（一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改

修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。

イ 平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号（このイ及びロにおいて単に「告示」という。）
 第一項第一号に定める工事を行った場合 次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。ロにおいて同じ。）に
 応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た金額

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する全ての居室の	床面積一平方メートルにつき六千三百円

<p>全ての窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（1から8地域まで）</p>	
<p>告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき一万千三百円</p>
<p>告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき八千百円</p>
<p>告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき一万九千円</p>
<p>告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき一万五千元</p>
<p>告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき二千七百元</p>

告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事 (1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき一万九千四百円
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事 (1、2及び3地域)	床面積一平方メートルにつき五千八百円
告示第一項第一号カに規定する床等の断熱性を高める工事 (4、5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき四千六百円

ロ 告示第一項第二号に定める工事を行った場合 次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額	割合
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの	床面積一平方メートルにつき六千三百円	居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）の

<p>交換（1から8地域まで）</p>		<p>うち上欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、全ての居室の外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合</p>
<p>告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき 一万千三百円</p>	
<p>告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき 八千百円</p>	
<p>告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき 一万九千円</p>	

<p>告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき 一万五千円</p>	
<p>告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき 二千七百円</p>	
<p>告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）</p>	<p>床面積一平方メートルにつき 一万九千四百円</p>	
<p>告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1</p>	<p>床面積一平方メートルにつき 五千八百円</p>	

、2及び3地域)	告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事(4、5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき四千六百円	一
----------	--	--------------------	---

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第二号に規定する工事(以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。)の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数(平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号(この号において単に「告示」という。))第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計)を乗じて得た金額(エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー

使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十五万千六百元
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき三十六万五千四百円
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき七万五千二百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき四十一万二千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステム工事	一件につき百五万七千二百円

システムの設置工事	
告示第五項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	一件につき四十五万八千三百円
告示第六項に規定するエアコンデিশョナーの設置工事	一件につき八万八千六百円

三 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、四十二万五千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十万六千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家

屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができらるものであつて、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するため必要となる足場を組み立てる工事をいう。）	三万七千六百円
陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）	四万四千元
積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電	二万七千八百円

池モジュール及び架台を補強する工事をいう。） 塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備 に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をい う。）	九千円
---	-----

四 一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第一号イに規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける前三号に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用の額の合計額（当該合計額が同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号イ又は第二号イに定める改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）及び当該旧消費税額等に対応する標準的な費用の額の合計額（当該合計額が同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号イ又は第二号イに定める改修工事限度額）とする。

附 則（平成二十一年経済産業省国土交通省告示第四号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年経済産業省国土交通省告示第四号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一号中「工事の種別及び地域の区分」を「工事の種別及び地域区分」に、「（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十八年 経済産業省 告示第三号）別表第1に掲げる地

域の区分をいう。）」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物（平成二十五年 経済産業省 告示第一号）別表第4に掲げる地域区分をいう。）」に改める部分及び第一号表中 国土交通省

「地域の区分」を「地域区分」に、「IV、V及びVI地域」を「1から8地域まで」に、「I及びII地域」を「1、2及び3地域」に、「III、IV及びV地域」を「4、5、6及び7地域」に、「I、II及びIII地域」を「1、2、3及び4地域」に、「IV及びV地域」を「5、6及び7地域」に、「IからVI地域まで」を「1から8地域まで」に改める部分は、平成二十五年十月一日から施行する。

2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日

前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成二十八年経済産業省国土交通省告示第三号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年経済産業省国土交通省告示第五号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋（当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

附 則（令和元年経済産業省国土交通省告示第二号）

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。

2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の四第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十三号の一部を次のように改正し、個人が令和二年一月一日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用する。

令和元年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後		改正前	
(略)		(略)	
木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千四百円	木造の住宅（以下「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修	一万五千九百円
当該家屋の建築面積 (単位 平方メートル)		当該家屋の建築面積 (単位 平方メートル)	
木造住宅の壁に係る耐震改修	二万二千五百円	木造住宅の壁に係る耐震改修	二万三千四百円
当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)		当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	
木造住宅の屋根に係る耐震改修	一万九千三百円	木造住宅の屋根に係る耐震改修	二万二百円
当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)		当該耐震改修の施工面積 (単位 平方メートル)	
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万三千元	木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	三万四千七百元
当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)		当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万五千五百円	木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	七万八千元
当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)		当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百六十七万千円	木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	二百五十五万二千元
当該耐震改修の箇所数		当該耐震改修の箇所数	
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十五万九千円	木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	二十六万七千六百元
当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)		当該家屋の床面積 (単位 平方メートル)	

附 則

2 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
個人が、令和二年一月一日前に租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十五号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓一

告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七に掲げる工事	十四万九千七百円	当該工事の箇所数
告示七〇に掲げる工事	一万三千八百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千五百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万四千六百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千四百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	一万九千八百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千九百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七に掲げる工事	十四万九千四百円	当該工事の箇所数
告示七〇に掲げる工事	一万四千元	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千八百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万六千六百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千七百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	二万五百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

附 則

2 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
 個人が、租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十六号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅の新築又は当該認定住宅で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

令和元年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

国土交通大臣 石井 啓一

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅(以下「認定住宅」という。)について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万五千三百円に、当該認定住宅の床面積(当該認定住宅が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分に独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。)を乗じて得た金額(同条第一項又は第三項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。)とする。この場合において、当該認定住宅の新築又は同条第一項に規定する取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税</p>	<p>租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅(以下「認定住宅」という。)について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万三千八百円に、当該認定住宅の床面積(当該認定住宅が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分に独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。)を乗じて得た金額(同条第一項又は第三項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下「標準的な費用額」という。)とする。この場合において、当該認定住宅の新築又は同条第一項に規定する取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税</p>

額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）と当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同項第二号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）との合計額とする。

額及び地方消費税額の合計額に相当する額が同条第二項第一号に規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける標準的な費用額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）と当該旧消費税額等に対応する標準的な費用額（当該標準的な費用額が同項第二号に定める認定住宅限度額を超える場合には、当該認定住宅限度額）との合計額とする。

附 則

2 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅の新築又は当該認定住宅で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十七号
 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、平成二十八年国土交通省告示第五百八十六号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。
 令和元年七月五日
 国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(略)		(略)	
平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。）	百六十二万二千元	平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。）	百六十四万九千二百元
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	四十七万六千百元	告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	四十三万四千七百元
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百三十七万三千八百元	告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百四十万六千元
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	八十五万五千四百元	告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	八十三万七千八百元
告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	五十八万四千百元	告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	五十八万九千三百元
告示第三号に掲げる工事	五十二万六千二百元	告示第三号に掲げる工事	五十三万二千百元
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	六十五万八千七百元	告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	六十五万五千三百元
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	百二十五万四千百元	告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	百二十四万四千五百元

附 則

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日以前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

○経済産業省告示第二号
国土交通省告示第二号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、平成二十一年(経済産業省告示第四号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。
令和元年七月五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額(一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額。(当該一般断熱改修工事等を行った家屋が、一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分と独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。)とする。
イ 平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号(このイ及びロにおいて単に「告示」という。)
第一項第一号に定める工事を行った場合 次表の上欄に掲げる工事の種類及び地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。ロにおいて同じ。)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た金額

一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額(一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額。(当該一般断熱改修工事等を行った家屋が、一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分と独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。)とする。
イ 平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号(このイ及びロにおいて単に「告示」という。)
第一項第一号に定める工事を行った場合 次表の上欄に掲げる工事の種類及び地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。ロにおいて同じ。)に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た金額

工事の種類及び地域区分	単位当たりの金額
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき六千三百円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(1、2及び3地域)	床面積一平方メートルにつき一万千三百円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(4、5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき八千五百円

工事の種類及び地域区分	単位当たりの金額
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき六千四百円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(1、2及び3地域)	床面積一平方メートルにつき一万千八百円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(4、5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき七千七百円

告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十五万六千六百円	単位当たりの金額	一件につき三十六万五千四百円
	告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十五万六千六百円		

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第二号に規定する工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（この号において単に「告示」という。）第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて得た金額（エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事をを行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき一万五千元	一
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき二千七百元	一
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき一万九千四百円	一
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき五千八百円	一
告示第一項第一号カに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき四千六百円	一

告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十四万円	単位当たりの金額	一件につき三十九万一千四百円
	告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十四万円		

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第二号に規定する工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（この号において単に「告示」という。）第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて得た金額（エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事をを行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき一万五千五百円	一
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき二千七百元	一
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき一万九千三百円	一
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき五千七百元	一
告示第一項第一号カに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき四千七百元	一

告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき七万五千二百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき四十一万二千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき百五万七千二百円
告示第五項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	一件につき四十五万八千三百円
告示第六項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき八万八千六百円

三 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、四十二万五千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十万六千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。）。

告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき九万八千四百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき三十九万三千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき百七十二万八千七百円
告示第五項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	一件につき四十七万八千六百円
告示第六項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき九万一千二百円

三 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、五十三万七千二百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十万五千円を加算した金額）とする（太陽光発電設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。）	三万七千六百円
陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）	四万四千元
積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。）	二万七千八百円

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。）	五万三千七百円
陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）	五万二千五百円
積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。）	三万一千五百円

四 (略)

塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備に
対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。）

九千円

四 (略)

塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備に
対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。）

一万五百円

附 則

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

【耐震リフォーム】

標準的な工事費用相当額			
改修工事の内容	新単価	単位	
木造住宅	基礎に係る耐震改修	15,400 円	建築面積 (㎡)
	壁に係る耐震改修	22,500 円	床面積 (㎡)
	屋根に係る耐震改修	19,300 円	施工面積 (㎡)
	基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000 円	床面積 (㎡)
	壁に係る耐震改修	75,500 円	床面積 (㎡)
木造住宅以外の住宅	柱に係る耐震改修	2,671,100 円	箇所数
	壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,100 円	床面積 (㎡)

【耐震リフォーム】

標準的な工事費用相当額			
改修工事の内容	新単価	単位	
木造住宅	基礎に係る耐震改修	15,400 円	建築面積 (㎡)
	壁に係る耐震改修	22,500 円	床面積 (㎡)
	屋根に係る耐震改修	19,300 円	施工面積 (㎡)
	基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000 円	床面積 (㎡)
木造住宅以外の住宅	壁に係る耐震改修	75,500 円	床面積 (㎡)
	柱に係る耐震改修	2,671,100 円	箇所数
	壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,100 円	床面積 (㎡)

【バリアフリーリフォーム】

標準的な工事費用相当額			
改修工事の内容		新単価	単位
① 介助用の車いすですぐ容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路の幅を拡張するもの	166,100 円	施工面積 (㎡)
	出入口の幅を拡張するもの	189,200 円	箇所数
② 階段の設置 (既存の階段の撤去を伴うものに限る) 又は改良によりその勾配を緩和する工事		585,000 円	箇所数
③ 浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	471,700 円	施工面積 (㎡)
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	529,100 円	箇所数
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	27,700 円	箇所数
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,900 円	箇所数
④ 便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	260,600 円	施工面積 (㎡)
	便器を座便式のものに取り替える工事	359,700 円	箇所数
	座便式の便器の座高を高くする工事	298,900 円	箇所数
⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路に手すりを取り付ける工事	長さが 150cm 以上の手すりを取り付けるもの	19,600 円	手すりの長さ(m)
	長さが 150cm 未満の手すりを取り付けるもの	32,800 円	箇所数
⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)	玄関、勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまちの段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの (以下「玄関等段差解消等工事」という)	43,900 円	箇所数
	浴室の出入口の段差を解消するもの及び段差を小さくするもの (以下「浴室段差解消等工事」という)	96,000 円	施工面積 (㎡)
	玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	35,100 円	施工面積 (㎡)
⑦ 出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,700 円	箇所数
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	13,800 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 (戸に開閉のための動力装置を設置するもの (以下「動力設置工事」という))	447,500 円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 (戸を吊戸方式に変更するもの (以下「吊戸工事」という))	134,600 円	箇所数
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,400 円	箇所数
⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		19,800 円	施工面積 (㎡)

【省エネルギー】

標準的な工事費用相当額					
改修工事の内容		新単価	単位	割合	
全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事（ガラス交換については、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を含む）	ガラスの交換 (1 から 8 地域※1 まで)	6,300 円	(㎡)	工事が混合している場合「居室の窓のうち左の工事を行った窓の数」を「全ての居室の全ての窓の数」で除した割合	
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び 3 地域)	11,300 円			
	内窓の新設 (4、5、6 及び 7 地域)	8,100 円			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び 4 地域)	19,000 円			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び 7 地域)	15,000 円			
居室の窓の断熱性を高める工事（ガラス交換については、居室の窓の日射遮蔽性を高める工事を含む）	ガラスの交換 (1 から 8 地域まで)	6,300 円		「居室の窓のうち左の工事を行った窓の面積」を「全ての居室の全ての窓の面積」で除した割合	
	内窓の新設又は交換 (1、2 及び 3 地域)	11,300 円			
	内窓の新設 (4、5、6 及び 7 地域)	8,100 円			
	サッシ及びガラスの交換 (1、2、3 及び 4 地域)	19,000 円			
	サッシ及びガラスの交換 (5、6 及び 7 地域)	15,000 円			
天井等の断熱性を高める工事（1 から 8 地域まで）		2,700 円		集熱器面積 (㎡)	1
壁の断熱性を高める工事（1 から 8 地域まで）		19,400 円			
床等の断熱性を高める工事（1、2 及び 3 地域）		5,800 円			
床等の断熱性を高める工事（4、5、6 及び 7 地域）		4,600 円			
太陽熱利用冷温熱装置（冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、日本工業規格 A4112 に適合するもの）の設置工事		151,600 円			
太陽熱利用冷温熱装置（給湯の用に供するものうち、日本工業規格 A4111 に適合するもの）の設置工事		365,400 円	件 (台)	1	
潜熱回収型給湯器の設置工事		75,200 円			
ヒートポンプ式電気給湯器の設置工事		412,200 円			
燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事		1,057,200 円			
ガスエンジン給湯器の設置工事		458,300 円			
エアコンディショナーの設置工事		88,600 円			
太陽光発電設備の設置工事	太陽光発電設備の設置工事		425,500 円	太陽電池 モジュールの出力数 (kW)	
	特殊工事※2	安全対策工事	37,600 円		
		陸屋根防水基礎工事	44,000 円		
		積雪対策工事	27,800 円		
		塩害対策工事	9,000 円		
		幹線増強工事	106,800 円	件	

【同居対応リフォーム】

標準的な工事費用相当額			
改修工事内容		新単価	単位
①調理室を増設する工事 (改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限る)	イ ミニキッチンを設置する工事以外の工事の場合	1,622,000 円	箇所数
	ロ ミニキッチンを設置する工事の場合	476,100 円	箇所数
②浴室を増設する工事 (改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限る)	イ 給湯設備の設置・取替を伴う浴槽の設置工事の場合	1,373,800 円	箇所数
	ロ 給湯設備の設置・取替を伴わない浴槽の設置工事の場合	855,400 円	箇所数
	ハ 浴槽がないシャワー専用の工事の場合	584,100 円	箇所数
③便所を増設する工事		526,200 円	箇所数
④玄関を増設する工事	イ 地上階の場合	658,700 円	箇所数
	ロ 地上階以外の場合	1,254,100 円	箇所数

※①ロは、標準的な工事費用相当額の基準である 50 万円に満たないため、箇所単体では所得税控除から除外されます。